

河川愛護モニター応募要項

国土交通省 常陸河川国道事務所

国土交通省では、沿川住民の皆様の御協力をいただき、河川整備・河川利用および河川環境に関する要望を十分に把握して地域との連携を進めるとともに、河川愛護思想の普及・啓発および河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施しております。

河川行政においても沿川地域との交流の重要性がますます増しているなかで、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のとおり公募することと致しました。

1. 活動内容

モニターは、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的な河川の巡視あるいはゴミ投棄などの不法行為者などに対しての直接注意・指示是正を図るなど、特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は以下の事項をモニターして、河川管理者に連絡（1ヶ月に1度程度の定期及び随時）することを主な目的とします。

- ①河川管理・河川利用等に関して寄せられた近隣の方々の意見が特段の要望と認められた場合。
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象が認められた場合。
- ③ゴミの不法投棄および河川の流水・水質や施設等について、異常を発見した場合。
- ④河川管理者に連絡することが特に必要と認められた場合。
- ⑤河川管理者とともに地域住民の方々への河川愛護思想の普及および啓発活動に努めていただきます。

2. 活動範囲

常陸河川国道事務所が管轄する那珂川・久慈川及び支川(涸沼川・桜川・藤井川・里川・山田川)【別図】の住居に近い約5 km程度の範囲。

3. 応募資格

次の①及び②を満たす方

- ①満20歳以上の健康で、河川に接する機会があり、河川愛護に関心のある方
- ②河川(活動範囲)から、おおむね5 km以内に居住している方

4. 委嘱方法及び任期

モニターとして、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただきます。

イ) 任期は、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間です。

ロ) ただし、次の場合は任期内においても当該モニターを解任することがあります。

- ①応募資格を満たさなくなった場合。
- ②当該モニターが、退任を申し出た場合。
- ③河川管理者が、当該モニターを解任する必要があると認めた場合。

5. 募集人員

計 6 名程度（担当出張所毎に1～2名）

6. 委嘱料

4, 5 0 0 円／月

7. 選考方法及び選任

- ①所要の人数以上に有資格者の応募があった場合は、河川環境・河川利用に関心のある方並びに自治会等の地域に密着した活動に参画している方、又は参画した経験のある方を優先とし、年齢・地域構成等を勘案のうえ選考させていただきます。
- ②選考は、常陸河川国道事務所(河川愛護モニター選考委員会)により実施致します。
- ③応募が募集人数に満たない場合などは、必要に応じ関東地方整備局長が選任致します。

8. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、令和 8 年 5 月 1 1 日（月）までに応募先に郵送・FAX・メールのいずれかでの送付又は最寄りの河川出張所までご持参願います。

選考結果は 5 月下旬頃までに応募者全員にお知らせ致します。

なお、モニターをお願いする方には、河川愛護モニターの委嘱状交付及びモニター活動についての説明会を常陸河川国道事務所にて開催します。（6 月中下旬を予定）

また、提出された応募用紙はお返しできませんので、御了承ください。

※アンケート用紙の入手及び詳細については、常陸河川国道事務所HPをご覧ください。

HP : <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>

<参考：応募用紙記入内容> （個人情報の他への転用はいたしません）

- ・ 氏名、年齢、性別
- ・ 住所、電話番号、F A X 番号、メールアドレス
- ・ 職業
- ・ 応募動機・理由
- ・ 河川の利用状況
- ・ 地域に密着した活動経験（できるだけ具体的にお願いします。）
- ・ 那珂川・久慈川についての感想等

9. 応募先・問い合わせ先

国土交通省 常陸河川国道事務所 占用調整課 河川愛護モニター担当 高杉

所在地：茨城県水戸市千波町 1 9 6 2 - 2

T E L : 0 2 9 - 2 1 5 - 9 1 4 3

F A X : 0 2 9 - 2 4 0 - 4 0 8 7

メールアドレス : ktr-ks-hitachi-sench@ki.mlit.go.jp